

令和 4 年度（2022 年度） 第 1 回防府市人権施策推進審議会議事録

- ・開催日時 令和 5 年（2023 年）1 月 16 日 14 時～15 時
- ・開催場所 防府市文化福祉会館 3 階 9 号会議室
- ・出席者 委員 16 名（欠席 2 名）  
幹事 5 名  
事務局 5 名

1 開会

2 部長挨拶（健康福祉部長 藤井 隆）

「委員の皆様方には、平素から、本市の人権施策につきまして、格別の御指導・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、お忙しい中、本日の会議に御出席を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナの状況につきましては、現在、新規感染者数が増加傾向で推移するとともに、防府市内においては、インフルエンザの感染も見られるようになってまいりました。こうしたウイルスの感染を防ぐには、三密を避け、手洗いなどの基本的な感染防止対策が重要となってきます。新型コロナだけでなく、インフル

エンザにも十分気をつけながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

本日の審議会でございますが、前回の審議会が令和 2 年 9 月の開催ですので、約 2 年ぶりの開催となります。かねてから審議していただいております「防府市人権推進指針」（案）につきまして、事務局におきま

してこれまでの審議会での委員の皆様のお意見等を参考に、改めて指針案を見直し「修正後の案」をお示ししております。

皆様方のそれぞれのお立場で、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと考えております。

よろしく申し上げます。」

事務局：「委員 18 名のうち、委員 16 名出席。所用のため 2 人欠席。防府市人権施策推進審議会条例第 6 条第 3 項

の規定に基づき、定足数の過半数に達しており、本会議は成立している。」

事務局：「委員の紹介。」

委員：（委員その場に御起立）

事務局：「本市では、防府市自治基本条例第 28 条第 2 項に【審議会等の会議は原則として公開するとともに、そ

の会議録を公表するものとする。】と規定している。本日の会議の公開、会議録・会議の要旨について

市のホームページにおいて、公表するための録音、写真撮影について許可をいただきたいと思いますのがよろしい

か。」

委員：「了解」

3 会長及び副会長の選出

事務局：「当審議会条例第 5 条第 1 項に【審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。】

と規定しているので、会長、副会長の選出をお願いしたい。」

C委員：事務局案をおもちか。

事務局：会長に静屋智委員、副会長に末長正委員をお願いしたいが、皆様いかがでしょうか。

委員：「拍手」

事務局：それでは、会長に静屋智委員、副会長に末長正委員が選出されました。（会長、副会長が席を移動）

「当審議会条例第6条第1項で【会議の議長は会長をもって充てる】と定めている。人権施策推進審議会

会長に議事の進行をお願いしたい。会長から一言ご挨拶をお願いしたい。」

#### 4 会長あいさつ

会長：「あいさつ」

#### 5 議事

##### (1) 防府市人権推進指針（案）について

議長：「今回の会議では、まず、事務局からお配りしている「防府市人権推進指針」（案）について事務局から

説明し、その後、御審議をお願いしたいと考えています。それでは、事務局から説明してください。」

事務局：「本日の審議会でございますが、前回の開催が令和2年の9月ですので、約2年4か月ぶりの開催とな

りました。委員の皆様には、今回の開催まで大変長くかかってしまい、お待たせしてしまいましたこと

を、

まずはお詫び申し上げます。大変申し訳ございません。

ここで、指針案の御説明に入る前に、この審議会につきまして、今回初めて委員になられた方もいらっ

現

しやいますので、これまでの経緯について少しご説明させていただきます。

年

社会情勢の変化に伴い新しい人権課題が生まれるなど、私たちの周りには多くの人権課題が存在して

策の

います。こうした人権課題に対応し、また、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実

、

現  
年  
策の  
、  
防府市独自の指針を作成するべきだという意見が委員の皆様全員で一致したことで、指針の作成への取  
組が始まりました。続いて、翌平成31年度（令和元年度）に2回、令和2年度には1回審議会を開催し  
ております。通算4回目となった令和2年度の審議会では、皆様にお配りしています、指針案の修正前1  
と2について審議をしていただいています。

令和2年度の審議会以後、事務局におきましては、委員の皆様からいただきました御意見を基に、指  
針

案の見直しを行いました。全体の構成について、また、文章や言葉、表記の仕方についてなど、静屋会  
長、

末長副会長にも何度も確認をいただき、また御意見をお伺いしながら修正を重ねました。また庁内の関係課、特に生涯学習課人権学習室の人権学習指導員の先生方にも案を提示して意見を出してもらいながら、修正後 1、2 を作成した次第でございます。

見直しにあたっての方針といたしましては、本市では「山口県人権推進指針」に基づき、人権施策を推進しております。このため、これまでも御説明しておりますとおり、基本的に、「山口県人権推進指針」をベースとした造りとし、また県内他市の指針も参考に作成しています。

全体としては、表現を書き加えていることと、項目建てを整理して、伝わりやすい構成になるよう工夫しています。言葉の表現には十分注意を払っていますが、お気づき等ありましたら、御意見をいただきたいと思います。

審議会の委員の皆様 18 名のうち、前回の開催後に交代して就任され、本日の審議会が初めての御出席という方も 5 名いらっしゃいます。この 5 名の皆様には、修正後ということではなく、現時点の案として

修正後 1、2 を見ていただき、御意見を頂戴できればと思っております。

事務局：「続いて、「前回審議会からの主な修正点」について、説明いたします。

◎構成等について、構成の変更としまして、令和 2 年度は、

1 指針策定にあたって、2 人権をめぐる状況と課題、3 指針の基本理念・キーワード、4 施策の推進、5 人権施策の推進体制、6 分野別施策としており、1～5 が修正前 1、6 が修正前 2 としていましたが、今回は、

1 指針策定の背景、2 指針策定にあたって、3 指針の基本理念・キーワード、4 施策の推進、5 推進体制、本編資料「分野別施策の推進」、参考資料に変更し、1～5 を本編とし、分野別施策を本編資料として、1～5 及び本編資料（分野別施策）を修正後 1、参考資料を修正後 2 としております。

次に、◎言葉、語句について、今回は、

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」をめざして、と「ぬくもりのあ

る」を追加しています。この「ぬくもりのある」という表現は、修正後 1 の 9 ページの一番下にある「防府市人権学習推進市民会議」において、ずっと以前から使用していたとのことで、人権学習指導員の先生から、「防府市が事務局：目指している具体的な姿が捉えられており、ぜひ指針に入れるべき」との御意見をいただいたものです

。防府市独自の指針として、「ぬくもり」を入れることで共生、包摂、持続性、誰ひとり取り残さないなどの要素が含まれています。

次に、◎構成等について、修正後 1 の 3～4 ページ、1 指針策定の背景について、今回は、

(1)国際連合の取組として、国、県、市の取組を述べるためにも国連の取組を踏まえることは必要と感じたため、県にならい追加しました。

(2)国・県の動向として、国と県の動向をまとめる形としました。

(3)本市の取組として、防府市のこれまでの取組を少し具体的にしたこと、本審議会の設置、及び審議会

の

庁内組織である「防府市人権施策推進連絡会議」についての記述を追加しました。

次に、修正後1の5ページ、2 指針策定にあたってについて、今回は、

(1)指針策定の趣旨として、「市民・民間団体・企業等と協働し」は山口市を参考に、市の取組方を具体的に

に表現しました。

(2)指針の性格として、修正前、3つに分けていた表現を整理して2つにし、アは市の取組や施策について表し、イでは他機関に対し方向性を示すことを表しました。

次に、修正後1の6ページの、3 指針の基本理念・キーワードについて、今回は、

(1)基本理念として、修正前では、県指針にならって行うとしていましたが、県指針での基本理念の表現を参考に、表現に厚みをもたせました。

(2)キーワードとして、県のキーワードになっています。

次に、修正後1の7～9ページ、4 施策の推進について、今回は、

(1)人権を尊重した行政の推進として、ここは、市の職員が業務を行うにあたり取るべき姿勢や、行政活動について行うべき取組について、県指針を参考に表現を厚くしております。ア～ウの標題は、本文との

繰り返しになるため削除し、イは県指針を参考に具体的に表現しています。ウは教職員の研修を(2)ア(イ)に移動しています。

(2)人権教育の推進として、人権教育の推進と啓発は、修正前では一緒にしていましたが、教育と啓発に分

けることにしました。「ア 学校における取組」は、市の教育振興基本計画や、幹事である学校教育課から

意見をいただき、県の「人権教育推進資料」の記述を参考に作成しています。また、「ア 学校における

取組 イ 地域社会における取組」は、教育の項目で述べています。

(3)人権啓発の推進として、学校や地域での取組とせず、取組内容について、「ア 人権関連情報の発信」、「イ 人権関連情報の適切な提供」として整理しています。

(4)相談・支援体制の充実として、人権に関する相談には、幅広い様々な内容があり、修正前ではDV等に

特化した内容を想定した書き方がされていたため、人権擁護委員に行っていた人権相談等の内

容を中心としたもの書き換えております。

次に、修正後1の10ページ、5 推進体制について、今回は、

(1)市の推進体制として、文章の整理をしました。

(2)民間団体、企業、行政の連携・協力として、文章の整理をしました。なお、修正前は、

(3)財政上の措置をいれていましたが、本指針には予算を伴う具体的な事業等についての記載がないことから削除しております。

続きまして、修正後1の11ページ、本編資料「分野別施策の推進」について、修正前は、

本編の一部としていましたが、本編資料という形にしました。また、◎言葉、語句の2番目にありますよ

うに、県に合わせ、標題を全て「〇〇の人権」から「〇〇の問題」としました。

◎構成等の分野別で、構成の変更として、全ての人権課題で、「1 現状と課題」、「2 基本方針」という項

目建てで統一しました。また、修正前は、令和元年に行った市民意識調査の結果をそれぞれの課題ごとに

掲載していましたが、今回は、意識調査の部分を参考資料部分にまとめて掲載することとしました。

続きまして、◎表記についてです。

「年」について、「和暦（西暦）」に統一しました。例えば、令和4年（2022年）。

また、「法令等」について、「正式名称（通称）」に統一しました。「〇〇に関する法律（△△法）」。

さらに、◎言葉、語句についての3番目です。

語句についての説明（注釈）を追加しました。

続きまして、分野別施策の推進についてです。修正後1の12～13ページ、

- 男女共同参画に関する問題について、修正前は、「女性の人権」としていましたが、県にならい、「男女共同参画に関する問題」に修正しました。次に、修正後1の14～15ページ、
- 子どもの問題について、修正後1の16ページ、
- 高齢者の問題については、関係課等の意見を基に修正しています。次に、修正後1の17～18ページ

○ 傷害のある人の問題については、「障害者」を「障害のある人」との表記に修正しました。また、現状と課題で、傷害に関する法についての記述を加え、また、今年度から施行しているコミュニケーション

ン条例についての記述も加えました。次に、修正後1の19ページ、

- 同和問題については、大きな修正はございません。次に、修正後1の20ページ、
- 外国人問題について、基本方針では、市が実際に行っている取組に合わせた記述としています。

次に、修正後1の21ページ、

- 犯罪被害者と家族の問題について、県が令和3年4月に条例を施行しましたので、書き加えました

次に、修正後1の22ページ、

- 罪や非行を犯した人の問題について、市が令和3年3月に「防府市再犯防止推進計画」を策定しましたので、書き加えました。次に、修正後1の23ページ、

○ 環境問題について、市が令和4年3月に改訂しました「防府市環境基本計画」の内容に沿って記述しております。次に、修正後1の24ページ、

- インターネットにおける問題については、大きな修正はございません。次に、修正後1の25ページ

○ 感染症等患者の問題について、「感染症患者等の問題」から、「感染症等患者の問題」へと標題を

修正

しました。次に、修正後1の26ページ、

- プライバシーの保護、
- 拉致問題、修正後1の27ページ、
- インフォームド・コンセントの推進、
- ハンセン病問題、修正後1の28ページ、
- 性の多様性の問題、修正後1の29ページ、

○ その他の人権問題については、内容を整理しています。次に、修正後 1 の 30 ページ、  
〈参考〉SDG s について、SDG s の概念は人権と深い関わりがあるため、「参考」として掲載して  
ま  
す。以上でございます。

議長：「委員の皆様から、ただいまの事務局からの説明に関しまして、質問や御意見等がありますか。」

C 委員：「事務局案の作成について敬意を表します。前回までの意見では、防府市独自のものを作成しようとい  
う

ことでした。県指針を参考に作成されていますが、県指針は 10 年前に作成されたものです。防府市は、  
市の指針と県の指針の両方で、人権を守っていくということか。県に足りないところが防府市独自の  
の

で、県とダブっているところは必要か。変えろというのではなく、防府市のカラーが若干弱い気がしま  
す。

県指針の作成に末長さんは関わっておられるが、改訂されたのか。教えてもらいたい。障害福祉課長、  
法務局の方もいらっしゃるが、法は「障害者」という表現だが、法務局のパンフレットでは「傷害のあ  
る

人」という表現が使われているが、何かあったのか。2 の基本方針が変わっているのはなぜか。」

事務局：「基本方針については、法の記述や、障害福祉課の計画に沿って修正しています。また、令和 2 年度も

標題については「障害のある人」となっておりましたが、今回は、標題以外の「障害者」という表現を  
「障害のある人」という表現に修正しました。県の指針、市の指針でダブっているところはありますが  
、人権推進の目指す方向は同じですので、県の指針に基づいて基本で、防府市独自の表記、独自性を  
取り入れていきたいと考えております。」

C 委員：「事務局におまかせしたい。」

B 委員：「1 修正後 1 の 13 ページ、DV の定義について、夫のみ記述してあるが、妻はないのか。家庭内暴力  
と把握しているが、定義はあっているか。

2 同 22 ページ、本市でも、市民が安全で安心して暮らせるとあるが、主題から離れているのではな  
いか。

3 同 28 ページ、LGBT とあるが、LGBT s が一般的ではないか。s はその他を含んでいる。検  
討されて LGBT ならこのままで良いと思います。」

事務局：「1 について、定義も含めて見直します。2 についても検討します。3 について、S ははじめて聞きまし  
たが、御指摘も含めて検討します。」

I 委員：「初めて審議会に参加しました。

1 16 ページの 3 行目、「ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる」とは将来的な表  
現

で、現に増加しているが、「一層の増加が」としたらどうか。

2 17 ページの 6~7 行目、「傷害のある人に対する偏見や差別も依然として残っており、こうした障  
壁

を取り除き、傷害のある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが重要」は、現状認識からずれ  
ているのではないか。

3 27 ページのハンセン病問題について、強制隔離を長期にわたり、政府が戦後行ってきたことは、防

府市独自の事として入れるべきではないか。防府市出身の光田さんの活動は、隔離の継続に深く関わっている。」

事務局：「1、2については、再度検討したい。3については、光田さんの活動を見直したい。」

I 委員：「検討をお願いします。」

D 委員：「14 ページの子どもの問題について、いろいろなメニューについて子ども自身が選択できる「アドボカ

シー（意見表明権）」、例えば、家に帰りたくないことを選択できることは、全ての人権において目玉になると思う。「意見表明権」は入れるべきではないか。」

H 委員：「17 ページの傷害のある人の問題について、新聞等では、「障害」の「害」の字がひらがな表記となっ

ているものを見かけることがある。」

事務局：「皆様の意見を伺い、改めて回答したい。」

F 委員：「参考資料の 51 ページ、アンケート結果について、防府市人権学習市民会議では、年に 6 回くらい研

修会を行っている。人権に関する講演会等への過去 5 年間の参加回数で、7～80%の人が参加したことがないと回答している。ここは考えないといけない。参加している人は一部の人に集中しており、市民の人権意識が高まっているか問題である。根底から整理していかないといけない。」

N 委員：「14 ページの子どもの問題について、子どもが父母や祖父母の面倒を見る「ヤングケアラー」の割合が

増えている。「ヤングケアラー」への取組や支援についての記述が抜けていると思う。」

議長：「時間が迫っているが、質問等を事務局に伝え、事務局がそれをまとめ、会の方向性を示して欲しい。」

事務局：「広く御意見をいただくことが大事です。他にも意見がある、言えなかったことがあると思いますので

、  
改めて書面で御意見をいただきたいと思います。」

事務局：「会長、副会長とも相談しながら次回修正案をお示ししたい。」

議長：「ただいま委員の皆様からありました意見等を踏まえ、事務局で再度内容を整理してください。

以上で本日の議題のすべてが終了しました。これで、議長としての務めを終わらせていただきます。進行

に御協力いただき、感謝申し上げます。事務局に進行をお返しします。」

## 6 その他

事務局：「「その他」について、

1 委員の任期が今月末までとなっており、現在、推薦依頼をしております。再任の回答をいただいている

方もいらっしゃると思いますが、今後もよろしくをお願いします。」

事務局：「2 今後について、今回の御意見を参考に見直しを図りたいと思います。

少し先の話になりますが、指針案が固まりましたら、パブリックコメントを実施し、周知していきたい

と思います。見直しと並行して検討していきます。

また、平成 31 年 2 月審議会の市長からの諮問に対するの答申案について、皆様の御意見を伺いながら作成していきたいと思います。」

## 7 閉会

事務局：「以上をもって、本日の審議会を閉会させていただきます。」